

市民税・県民税とは

- 毎年1月1日に住んでいる市町村に納める税金です。
- 前年の1月1日から12月31日までの1年間で一定以上の収入がある場合にかかります。
- 引っ越しをした場合も、その年の1月1日に住んでいた市町村に全額を納めます。

市民税・県民税は前年中の収入金額と控除金額により計算され、6月から課税されます。

- ◎普通徴収…年4回(6月末・8月末・10月末・翌年1月末)に分けて納付書等により直接納付する方法
- ◎特別徴収…毎月の給与(6月～翌年5月)や公的年金から差し引いて納付する方法

市民税・県民税税額決定・納税通知書の見方

〈1ページ目〉

令和 年度 市民税・県民税税額決定・納税通知書

あなたの税額を下記のとおり決定したので、地方税法第41条、第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。

埼玉県 川口市長 **公印**

次の金融機関口座から普通徴収分を振替させていただきます。

給与特別徴収税額	公的年金特別徴収税額(詳細は次頁)	普通徴収税額	年税額
円	円	円	円

所得割	均等割
市民税	円
県民税	円
合計	円

◎普通徴収の方法により納める額及び納期限

期別	第1期	第2期	第3期	第4期
税額	円	円	円	円
充当額	円	円	円	円
納付額	円	円	円	円

お電話でお問い合わせの際は
この番号を教えてください。

あなたが支払う1年間の
市民税・県民税の金額です。

市民税・県民税は年4回に分けて
納付します。各回の納付額と納期限
が書かれています。

〈3ページ目〉

○所得・控除の明細書

控除区分	特別障害	普通障害	特別寡婦	一般寡婦	寡夫	勤労学生
------	------	------	------	------	----	------

控除区分	配偶者	一般扶養	特定扶養	年少扶養	同居老親等	老人扶養	特別障害	普通障害
------	-----	------	------	------	-------	------	------	------

所得		控除	
不動産	収入	社会保険料・小規模企業共済	控除
利子		生命保険料	
配当		地震保険料	
(給与収入)		本人障害	
(給与所得)		扶養障害	
(公的年金等収入)		寡婦(夫)・勤労学生	
雑・譲渡・一時		扶養控除	
計		配偶者控除	
分離長期		配偶者特別控除	
分離短期		基礎控除	
山林・株式・先物	控除計		

課税の基となった収入(所得)金額と控除金額です。
前年の1月から12月までの収入で課税されます。

- ・市役所に提出する市民税・県民税申告書
- ・税務署に提出する確定申告書
- ・会社が市役所に提出する給与支払報告書

などを基に税額を計算しています。

市の税金は、納期限までに支払わなければなりません。納期限を過ぎると、延滞金が加算されます。
納付が難しい場合や納付方法についてご相談がある場合は納税課にご連絡ください。